

京都市自転車マナー向上等適正化協議会について

1 京都市自転車マナー向上等適正化協議会の発足

(1) 協議会発足の経過

近年、自転車の利用ニーズが高まる一方で、走行マナー・ルールが欠如した運転等により、自転車に関わる交通事故が急増しており、社会問題化している。本市においても、このような現状をふまえ、安全で安心して自転車を利用することのできる自転車通行環境の整備を進めていくことが課題となっている。

また、これまでから自転車の利用マナー・ルールの啓発活動は、行政、地域の交通安全推進団体及び関係事業者等がそれぞれ行ってきたが、依然として自転車の利用マナー・ルールに対する意識の低さが問題となっている。今後もより効果的な取組を行うために、関係行政機関が十分な連携をとり、知恵を出し合う場が必要となった。

このような経過から、自転車通行環境の整備及び自転車利用マナー・ルールの向上について、京都府警察本部等の関係行政機関と十分な連携を図り、より効果的な取組を進めていくため、「京都市自転車マナー向上等適正化協議会」とその部会として「マナー向上検討部会」と「自転車利用環境検討部会」を設けることとした。それぞれの部会では各行政機関の連携に重点をおいて、協議を進めている。

(2) マナー向上検討部会

【事務局】

京都市建設局土木管理部自転車政策課

【協議内容】

- ・ 第1回 平成22年3月3日（水）午後4時～
 - ①各所属における取組状況
 - ②自転車利用マナー・ルールの確立に向けた方策等の協議
 - ③意見交換

- ・ 第2回 平成22年4月27日（火）午後3時30分～
 - ①自転車利用マナー・ルールの確立に向けた取組内容 素案について

(3) 自転車利用環境検討部会

【事務局】

京都市建設局道路建設部道路環境整備課

【協議内容】

- ・ 第1回 平成22年3月3日（水）午後2時30分～
「京都市の自転車通行環境整備に当たっての方向性について」
 - ①法的な自転車の位置づけ（自転車の通行位置について）
 - ②自転車通行環境ネットワーク計画の考え方
（自転車通行環境の整備パターンについて）
 - ③御池通 自転車通行環境整備 実証実験（案）について

 - ・ 第2回 平成22年4月27日（火）午後2時～
「京都市の自転車通行環境整備に当たっての方向性について」
 - ①前回部会における京都市の考え方の再説明
 - ②前回部会における京都市の考え方に対しての京都府警からの意見ならびに意見を踏まえた資料の修正
- 「整備手法（自転車道・自転車レーン・自転車歩行者道）について」

2 各部会での協議内容と今後の取組案

（1）マナー向上検討部会における協議内容と今後の取組案

① 統一した啓発グッズの作成およびグッズを活用した取組

【目的】

現在、各所属で作成し、配布している様々な啓発グッズがある。これらを整理して統一した啓発グッズを作成し、配布することで、コストの削減と効果の増大を図る。また、統一した啓発グッズの作成にあたり、行政、地域の交通安全推進団体、関係事業者等の各主体がそれぞれの役割を認識し、知恵を出し合い、相互に協力し、連携した啓発活動を行うことを目指す。配布方法として、学校や既存の講習等を活用することで、各学校や講習実施団体での自転車利用マナー・ルールの確立へ向けての意識向上を目指す。

【方法】

- ・各所属が作成している啓発グッズを整理した上で、統一したものを作成する。また、作成した啓発グッズを用いて、自転車の安全な利用・マナーやルールの向上を目指す啓発活動を行う。
- ・幼稚園・小学校では交通安全教室の際や交通安全ノートと同時に啓発グッズを配布する。
- ・中学校～大学ではモデル校を指定して指導・啓発活動をする際に配布する。
- ・大学では入学時のオリエンテーション等を利用して学生に配布し、自転車のマナー・ルールの周知を行う。
- ・安全運転管理者研修や運転免許証の更新時の配布資料と一緒に配布することにより、自動車だけでなく、自転車の安全利用の推進を図る。
- ・市民しんぶんへ啓発チラシを折り込む。

② 自転車通行マナーアップキャンペーンの実施

【目的】

自転車利用者と歩行者が、安全で安心して通行できるようにするため、京都市内全域で自転車利用者へのルール・マナーを守る意識向上の啓発を行い、自転車の通行ルールの周知徹底とマナーの向上を目指す。

【方法】

・各行政区から自転車通行量の多い路線をモデル箇所として順次抽出し、部会メンバーと区役所・支所が連携して警察署、地域とともに、街頭啓発、実地研修会等の取組を年数回開催する。

(例) 東山区(東大路三条～四条) → 山科区(山科駅周辺) →
下京区(京都駅周辺) → ……

・今年度は御池通で実施する自転車通行環境実証実験の際、既存の啓発グッズを歩行者や自転車利用者に配布する等、マナー啓発活動を行う。また、市役所前にて警察による交通指導及び交通安全教室の取組を実施する。

③ その他検討予定事項

- 指導員の制度化
- 自転車保険への加入義務化
- 自転車登録制度(ナンバープレート制)導入

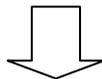
(2) 自転車走行環境の現状

平成21年度に実施した現状調査では、道路延長 3,558km に対して、歩道のある道路延長 637km のうち、自転車と歩行者の通行部分が分離された道路は 27km という状況だった。

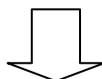
(3) 自転車利用環境検討部会における協議内容と今後の取組案

① 自転車通行環境ネットワーク計画の考え方(自転車通行環境の整備パターンについて)

比較的広幅員の歩道を有し、歩道上に自転車通行空間が確保されている道路については、既存ストックの活用を第一に考え、現歩道上での再整備を基本とする。



歩道幅員に余裕がない道路については、現車道の路肩部分に自転車通行帯の整備を基本とする。



ただし、車道も歩道も幅員が狭い本市の道路事情から現況の歩道や路肩を活用して、自転車通行環境の整備を行うことができる可能性のある道路は極めて少ない。



そこで、ハード整備が困難な路線においては、注意喚起看板の設置や自転車利用者へのルール・マナーを守る意識向上の啓発などによるソフト施策を重点的に行う路線と位置づけ、自転車と歩行者の安全で快適な通行空間の確保を図ることとする。

② 御池通における自転車通行環境実証実験

【目的】

歩行者と自転車の接触事故を防止し、歩行者と自転車の安全で快適な通行空間の確保を図るため、「御池通」の歩道上において、歩行者と自転車を物理的に分離する実証実験を実施し、その効果・課題等について検証を行う。併せて、自転車利用者へのルール・マナーを守る意識向上の啓発を行い、自転車の通行ルールの周知徹底とマナーの向上を目指す。

【方法】

- ・歩行者と自転車の通行空間の境界に、プランター等を設置し、物理的に分離する。
- ・実証実験に伴う案内看板及び自転車の通行空間を示す通行箇所明示看板を設置する。
- ・主な細街路の交差点に啓発指導員を配置し、自転車利用者には仮設の自転車通行帯を通行（徐行）するように、また、歩行者には自転車通行帯以外の歩道部分を通行するように、通行マナーを呼びかける啓発活動の取組を行う。
- ・自転車利用者・歩行者・沿道住民を対象に実験の満足度及び取組の賛否等の意向調査、並びに本格運用に向けた課題等の把握を行うため、アンケート調査を実施する。
- ・自転車通行空間のバス停や交差点における運用上の課題を把握するため、バス停や交差点においてビデオ撮影を行い、自転車と歩行者の錯綜状況や回避挙動の調査を行う。